

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	生活保護事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

壱岐市は、生活保護事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

長崎県壱岐市長

公表日

令和5年7月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務 ①保護の決定及び実施に関する事務 ②保護の開始、変更の申請の受理、審査、応答に関する事務 ③職権による保護の開始、変更に関する事務 ④保護の停止、廃止に関する事務 ⑤就労自立給付金支給の申請の受理、審査、応答に関する事務 ⑥保護に要する費用の返還に関する事務 ⑦徴収金の徴収に関する事務 ⑧医療扶助のオンライン資格確認に関する事務 <p>(1)生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 (2)医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 (3)医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 (4)医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等 ※(2)～(4)は【委託元: 名古屋市福祉事務所】【委託先: 社会保険診療報酬支払基金】</p>
③システムの名称	1.生活保護システム 2.中間サーバー 3.統合宛名システム 4.統合専用端末 5.医療保険者向け中間サーバー等 6.レセプト管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1.生活保護ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項、別表第一の15の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第15条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>情報照会の根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号、別表第二の26の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条 <p>情報提供の根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号、別表第二の9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第44条の2、第47条、第52条、第53条、第55条、第58条、第59条の2の2、第59条の3
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部保護課
②所属長の役職名	市民部保護課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務部総務課 〒811-5192 長崎県壱岐市郷ノ浦町本村触562番地 TEL 0920-48-1111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I-5-② 所属長	市民部保護課長 本田政明	市民部保護課長 赤木茂紀	事後	
平成30年6月26日	II-1 対象人数	平成27年11月1日 時点	平成30年5月31日 時点	事後	
平成30年6月26日	II-2 取扱者数	平成27年11月1日 時点	平成30年5月31日 時点	事後	
平成31年4月1日	I-5-② 所属長	市民部保護課長 赤木茂紀	市民部保護課長 神崎照浩	事後	
令和1年6月25日	II-1 対象人数	平成30年5月31日 時点	令和1年5月31日 時点	事後	
令和1年6月25日	II-2 取扱者数	平成30年5月31日 時点	令和1年5月31日 時点	事後	
令和2年5月29日	I-5-② 所属長	市民部保護課長 神崎照浩	市民部保護課長	事後	
令和2年5月29日	II-1 対象人数	令和1年5月31日 時点	令和2年5月1日 時点	事後	
令和2年5月29日	II-2 取扱者数	令和1年5月31日 時点	令和2年5月1日 時点	事後	
令和3年7月8日	II-1 対象人数	令和2年5月1日 時点	令和3年6月1日 時点	事後	
令和3年7月8日	II-2 取扱者数	令和2年5月1日 時点	令和3年6月1日 時点	事後	
令和4年9月2日	II-1 対象人数	令和3年6月1日 時点	令和4年6月1日 時点	事後	
令和4年9月2日	II-2 取扱者数	令和3年6月1日 時点	令和4年6月1日 時点	事後	
令和5年6月14日	I-1-② 事務の概要	<p>【概要】</p> <p>・生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務</p> <p>①保護の決定及び実施に関する事務 ②保護の開始、変更の申請の受理、審査、応答に関する事務 ③職権による保護の開始、変更に関する事務 ④保護の停止、廃止に関する事務 ⑤就労自立給付金支給の申請の受理、審査、応答に関する事務 ⑥保護に要する費用の返還に関する事務 ⑦徴収金の徴収に関する事務</p>	<p>【概要】</p> <p>・生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務</p> <p>①保護の決定及び実施に関する事務 ②保護の開始、変更の申請の受理、審査、応答に関する事務 ③職権による保護の開始、変更に関する事務 ④保護の停止、廃止に関する事務 ⑤就労自立給付金支給の申請の受理、審査、応答に関する事務 ⑥保護に要する費用の返還に関する事務 ⑦徴収金の徴収に関する事務 ⑧医療扶助のオンライン資格確認に関する事務</p> <p>(1)生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 (2)医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 (3)医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 (4)医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等</p> <p>※(2)～(4)は【委託元: 香川県福祉事務所】【委託先: 社会保険診療報酬支払基金】</p>	事前	
令和5年6月14日	I-1-③ システムの名称	1.生活保護システム 2.中間サーバー 3.統合宛名システム	1.生活保護システム 2.中間サーバー 3.統合宛名システム 4.統合専用端末 5.医療保険者向け中間サーバー等 6.レセプト管理システム	事前	
令和5年6月14日	I-4-② 法令上の根拠	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)(9,10,14,16,24,26,27,28,30,31,50,54,61,62,64,70,79,94,104,106,108,116,120の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠)(26の項)</p>	<p>情報照会の根拠</p> <p>・番号法第19条第8号、別表第二の26の項</p> <p>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条</p> <p>情報提供の根拠</p> <p>・番号法第19条第8号、別表第二の9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120の項</p> <p>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第44条の2、第47条、第52条、第53条、第55条、第58条、第59条の2の2、第59条の3</p>	事前	
令和5年6月14日	II-1 対象人数	令和4年6月1日 時点	令和5年6月1日 時点	事前	
令和5年6月14日	II-2 取扱者数	令和4年6月1日 時点	令和5年6月1日 時点	事前	